

香港の輸入規制措置の概要 (令和元年 10 月 18 日以降)

1. 輸入規制措置の概要

香港政府は、日本から輸入される食品について、以下の措置を講じています。

- ・ 福島野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳については輸入停止
- ・ 茨城、栃木、群馬、千葉の野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の提出
- ・ 上記5県の水産物、食肉、家禽卵については日本の政府機関が発行する放射性物質検査証明書の提出

(証明対象・内容)

	地域	品目	規制内容
1	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止
2	茨城、栃木、群馬、千葉	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	<放射性物質検査証明> 香港の放射性物質の基準(注1)に適合していることにつき、政府機関による証明 <輸出事業者証明> 日本、香港の表示、貿易等の関係法令に違反していないことにつき、政府機関による証明
3	福島、茨城、栃木、	水産物、食肉、家禽卵	<放射性物質検査証明> 同上
4	群馬、千葉 (5県)	その他の食品	香港側で水際検査を実施
5	上記5県以外	全ての食品	

注1；香港の放射性物質の基準 (Codex 基準を採用)

放射性物質核種	基準 (Bq/kg)
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	1000

注2；放射性物質検査の結果が、日本の基準値を上回っている場合には、証明書を発行することはできません。

2. 留意事項

(1) 証明書の申請先

放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書の両証明書は同一の地方農政局等に申請することが必要です。

(2) 放射性物質検査の検体採取

放射性物質検査の検体の採取方法については、事務処理要領「輸出される食品等に関する証明書の発行事務処理要領」を参照してください。

(3) 放射性物質検査機関

放射性物質検査は、香港に登録している検査機関で行うことが必要です。「香港向けに輸出される食肉・家禽卵等に係る放射性物質検査機関一覧」は、農林水産省ホームページに掲載しています。

(http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/hk_shoumei.html#kikan)